一般社団法人 発泡プラスチック建築技術協会 外張断熱耐震改修工法委員会 会則

(名称)

第1条 本委員会は「一般社団法人 発泡プラスチック建築技術協会 外張断熱耐震改修工法委員会」(以下本委員会という)と称する。

(目的)

第2条 本委員会は会員が互いの信頼の下、発泡プラスチック断熱材を用いた耐震改修 工法に関する情報の収集、提供、調査・研究、普及、信頼性確保を行うことを目的とす る。

(会員)

第3条 本委員会の会員は、発泡プラスチック断熱材を用いた耐震改修工法普及を目指 す一般社団法人発泡プラスチック建築技術協会の正会員および賛助会員とし、それぞれ 本委員会の正会員および賛助会員とする。

(入会)

第4条 本委員会に入会を希望するものは入会申込書を本委員会に提出し、本委員会の 承認を得ることとする。

(入会金及び会費)

第5条 会員は、本委員会が定める本委員会入会金および会費を納めなければならない。 (退会)

第6条 会員が退会する場合には、退会届を事前に本委員会に提出することで任意に退 会することができる。

2 退会による会費の返却は行わない。

(会則の変更)

第7条 本会則は、本委員会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席 し、出席した正会員の議決権の過半数をもって変更することができる。

(決議及び報告の省略)

第8条 理事又は正会員が、本会則の変更について提案をした場合において、その提案 について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、そ の提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(委員長、その他の選任)

第9条 本委員会は、正会員の互選によって委員長を定める事ができる。

2 委員長が必要と認めた場合には、その活動目的を定めた上で副委員長等の補助作業者を選任することができる。

〔別紙〕 会員資格、入会金・会費

	会員資格	入会金*1	共通年会費
正会員	一般社団法人発泡プラスチック建築技術協会の正会員である以下の法人・発泡プラスチック断熱材を製造あるいは販売する法人・発泡プラスチック断熱材を使用する工法を展開する法人	10 万円	30 万円
賛 助 会 員	一般社団法人発泡プラスチック建築技術協会の賛助会員である以下の個人、法人または団体 ・発泡プラスチック断熱材を使用するために必要な副資材を製造あるいは販売する法人または団体 ・発泡プラスチック断熱材を使用し、建物の設計あるいは施工を行う法人または団体 ・発泡プラスチック断熱材を製造するための原材料を製造あるいは販売する法人または団体 ・外張断熱耐震改修工法委員会の事業に賛同する個人、法人または団体	0円	4 万円

^{*1} 協会設立および HP 立ち上げに関わった 1 社あたりの分担費用